

品川区子育て支援センター事業実施要綱

制定	平成14年	8月30日	区長決定	
				要綱第 87号
改正	平成15年	3月19日		
改正	平成18年	2月13日		
改正	平成18年	12月27日		要綱第 157号
改正	平成27年	11月17日		要綱第 507号
改正	平成28年	4月1日		要綱第 265号
改正	令和2年	3月30日		要綱第 121号

(目的)

第1条 品川区子育て支援センター（以下「センター」という。）は、育成相談その他の児童に関する相談、子ども家庭在宅サービスの提供、地域組織化事業、要支援家庭サポート事業、在宅サービス基盤整備事業等を実施するとともに、福祉、保健、医療、教育分野の各関係機関との連携により、地域におけるネットワークを構築し、子どもと家庭を支援することを目的とする。

(事業内容)

第2条 センターは、地域における子ども家庭支援の中核として、次に掲げる事業を実施する。

(1) 育成相談その他の児童に関する相談

子育てに関する一般的な相談に対応する。相談は保護者のほか、児童自身からの相談にも応じ、専門機関の対応を要すると判断されるものについては、当該機関への紹介等の必要な措置を行う。

(2) 子ども家庭在宅サービス等の提供

ア ショートステイ

保護者が疾病・入院・出産・冠婚葬祭等の社会的事由によって家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合および育児を原因とする疲労または不安、看病を原因とする疲労等による身体上または精神上の事由で児童の養育ができない場合、短期的な宿泊を伴う養育・保護を行う。運営については別に定める。

イ トワイライトステイ

保護者が仕事等の事由により帰宅が夜間にわたり、児童の養育が困難となった場合、夜間預かりを行う。運営については別に定める。

ウ サービス調整

センターは、関係機関と連携し、相談者が抱える問題に最も適した解決が図られるよう関係機関と調整するなど、相談内容に応じた適切な指導・援助を行う。

(3) 地域組織化事業

乳幼児親子を対象とした事業の実施や子育てグループおよびボランティアの活動支援を行い、地域子育ての活性化を図る。

(4) 要支援家庭サポート事業

ア 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う。また、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭に対して一定の目標を設定し、育児相談や家事等を援助するヘルパーの派遣を行う。運営については別に定める。

イ 育児支援ヘルパー事業の提供

出産前後期の母子に対する育児相談や簡単な家事等の援助など、養育支援が必要と思われる家庭にヘルパーを派遣する。利用料は別表1のとおり。運営については別に定める。

(5) 在宅サービス基盤整備事業

地域における在宅サービスの担い手となりうる養育家庭の拡充に向け、地域住民への養育家庭制度の普及活動を行う。また、養育家庭制度に関する問い合わせおよび児童相談所等の関係機関との連絡調整を行う。

(6) 要保護児童対策地域協議会への参加

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会（「品川区こども家庭あんしんねっと協議会」）に参加し、要保護児童対策調整機関および関係機関と相互に連携し、児童問題の防止と迅速かつ的確な対応を行う。

(7) 子育て支援センター運営協議会の運営

地域住民、民間団体、関係機関等で構成する運営協議会を設置し、センターの基本的な活動内容および運営方法について検討する。センターはその意見を反映させるとともに地域住民の参加・協力を求めていく。運営については別に定める。

（委任）

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表1

利用料	1時間当たり
育児支援ヘルパー派遣利用料	410円

付 則

この要綱は平成14年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成15年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成17年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成18年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成27年11月17日から適用する。

付 則

この要綱は平成28年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。